

沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 県行動計画の作成

沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条の規定により作成しました。

県行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示すものです。

県行動計画には、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

2 対象とする感染症

新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

- ・ 罹患率：全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定
- ・ 致命率：中等度 0.53%、重度 2.0%
- ・ 医療機関を受診する患者数 約14.2万人～約27.2万人
- ・ 入院患者数（中等度）5,800人、（重度）21,800人
- ・ 死亡者数（中等度）1,900人、（重度）7,000人
- ・ 1日当たり最大入院患者数（中等度）1,100人、（重度）4,400人
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤

※県推計値の算出は、国推計値を用い、国人口に占める県人口割合を基に算出。

4 新型インフルエンザ等対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

5 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意志決定を迅速に行うことができるよう、本県においては、6つの発生段階に分類し、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県対策本部において判断することとしています。

発生段階	
【未発生期】	新型インフルエンザ等が発生していない状態
【海外発生期】	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
【県内未発生期】	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態
【県内発生早期】	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【県内感染期】	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6 県行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、県危機管理対策本部、県危機管理連絡会議等の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、県一体となった取組を推進します。保健衛生部局をはじめとする関係部局においては、国、市町村、関係機関等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、県も直ちに県対策本部を設置します。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげます。

イ 海外発生期から県内の患者数が少ない段階までは、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者数が増加した時点では、重症者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。また、米軍人等の患者発生状況も把握します。

(3) 情報提供・共有

ア 予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。

イ 発生時には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、多様な媒体を用いて、迅速かつ分かりやすく、県対策本部において一元的に発信します。

ウ 県民からの問い合わせに対応するコールセンターを設置し、適切な情報提供を行います。

(4) 予防・まん延防止

ア 主なまん延防止策

【個人】

発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請等を行います。

【地域対策・職場対策】

発生の初期の段階から、事業者等に対し、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう要請します。

【施設の使用制限の要請等】

新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、学校、保育所等、その他多くの人々が利用する施設の使用制限の要請等を行います。

イ 予防接種

接種順位等については、新型インフルエンザ等が発生したときに政府対策本部長が決定します。

(7) 特定接種

特定接種は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行われるもので、登録事業者のうちこれらの業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員が対象となります。

※登録事業者とは、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

(4) 住民接種

市町村は、全住民に対して、予防接種を行います。

(5) 医療

ア 発生前における医療体制の整備

保健所を中心として、地区医師会、医療機関、市町村等の関係者と密接に連携を図りながら、医療体制の整備を推進し、発生に備えた準備を行います。

イ 発生時における医療体制の維持・確保

県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、「帰国者・接触者外来」を設置し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で、発熱・呼吸器症状等をする者の診療を行うとともに、「帰国者・接触者相談センター」を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

県内発生早期では、原則として、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等での入院措置を行います。

帰国者・接触者外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合等には、

一般の医療機関で診療する体制に切り替えます。また、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ります。

新型インフルエンザ等緊急事態において、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、臨時の医療施設を設置し、医療を提供します。

ウ 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行い、その実費を弁償します。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、補償します。

エ 抗インフルエンザウイルス薬

国民の45%に相当する量を目標として国が定めた県備蓄目標数の抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄します。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生する前においては、県民生活及び県民経済への影響を最小限とするため、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等対策を実施するための業務計画の作成等事前の準備を要請します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、指定地方公共機関及び登録事業者は、事業を継続し、県は、緊急物資の運送、物資の売渡し、便乗値上げ防止等の要請等を行います。また、市町村は、要援護者への生活支援等を行います。

7 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

県民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとしします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えてさまざまな措置を講ずることができるよう制度設計されていますが、病原性の程度などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではありません。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、沖縄県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(4) 各地域における医療資源への配慮

新型インフルエンザ等が発生した際には利用できる医療資源は地域によって大きく異なることを念頭に対策を講ずる必要があります。

(5) 記録の作成・保存

県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。